

## 議事要旨

### 1 会長の互選について

#### (1) 委員の意見について

- ・日本学士院会員の竹下守夫委員を推薦する意見があった。推薦理由は、司法制度改革審議会の会長代理を務めた経験を有し、裁判法の著作もあるなど、法制度全般に深い学識を有していること、大所高所から会議をとりまとめるのに適任であることなどであった。
- ・他方で、人材の固定化を防ぐ観点や国民の常識に近いという意味で、弁護士や国会議員を会長とすることも検討されてよいとする意見があった。

#### (2) 採決について

被推薦者と司会を務める会長代理を除く委員9名で採決した結果、竹下委員を推薦する委員が多数であり、竹下委員を会長として互選した。

### 2 定時審査について

#### (1) 定時審査の方法について

##### ア 委員の意見について

- ・検察官適格審査会が国民の負託に応えられるよう、定時審査のため法務省から提出された資料に加え、無罪判決を受けたり、検察審査会で不起訴不当・起訴相当の議決を受けた事件の担当検察官の情報の開示を求め、議論するべきであるとする意見があった。
- ・この意見に対し、検察官の姿勢として、無罪になる可能性がある場合は全部起訴しないというのではなく、裁判所の判断を仰ぐべきとして起訴をして無罪判決を受けるということもあり得るところ、これは国民の負託に応えている面もあると思われ、こうした検察官の姿勢を問題視することは刑事司法の在り方に強い影響を与えるおそれがあり、慎重に議論されるべきであるとする反対意見があった。
- ・無罪判決を受けた事件の担当検察官と、不起訴処分にして検察審査会が起訴相当議決等をした事件の担当検察官の両方を問題視するというのは相矛盾する面があり、慎重に議論すべきであるとの意見があった。
- ・検察官適格審査会の審査の仕組みとして、定時審査において心身の故障、職務上の非能率等について病気休暇や勤務成績等の資料を元に判断を行いつつ、随時審査において個別の事件における検察官の判断の当否なども取り上げる対象になり得るものであり、両方の審査を合わせて検察官適格審査会の審査を行うものであるから、今回は定時審査として、法務省から提出された資料に基づいて判断を行うべきであるとする意見があった。

##### イ 採決について

こうした意見を踏まえ、今回の定時審査としては、追加資料なしに法務省から提出した資料に基づいて行うことの可否について、会長と退席者を除く委員9名で採決した結果、賛成多数で、今回の定時審査については法務省が提出した資料

に基づいて行う旨を議決した。

ウ 今後の定時審査の方法について

- ・今後の定時審査については、その方法を見直す機会を設けるべきとの意見があった。

(2) 定時審査の内容について

ア 審査に用いた資料等について

法務省から、在職するすべての検察官についての名簿の提出を受けた。

名簿の付記事項について、法務省から

- ・前回定時審査（平成25年3月12日）が開始された日から今回定時審査の前日までの間に、病気休暇により30日以上勤務しない日がある検察官の氏名、病気休暇取得期間等、及び現在も病気休暇を取得している者については更に病状及び職務復帰の見込み等
- ・直近5年間の人事評価における能力評価が2回以上「D」である検察官、直近5年間に於いて2回以上直接責任による懲戒処分を受けたことがある検察官、事務処理の状況、勤務態度、言動その他の事情に照らしその適格性に疑いがあると認められる検察官はいない

などの報告を受けた。

イ 委員の意見について

病気休暇取得中の検察官1名について、治療方法に関する情報を伝達すること及び次回審査会会議の場でその結果等に関する追加報告を求める意見があり、当該治療方法に関する情報を法務省から伝達することとなった。

ウ 採決について

会長を除く委員9名で採決の結果、賛成多数で、すべての検察官について不適格な者はいないとの議決をした。

(3) その他

- ・検察官の人事評価に関する資料について、人事評価が「D」の者だけではなく、「C」の検察官についても情報が開示されるべきであり、評価の具体的な内容についても開示を求めるとする意見があった。
- ・長期の病気休暇を取得した検察官に関し、裁判員制度の導入により検察官に対する負担が増加し、病気休暇取得者が増加した可能性があるため、裁判員制度の導入時期前後の同休暇取得者数を比較したデータが必要であるとの意見があった。
- ・複数の委員から、会長が作成する検察官適格審査会議事概要について、より詳細なものを公表すべき旨の意見があった。
- ・以上のほか、審査の申出があった事案及びこれに関連する事案について法務省からの報告が予定されていたが、会議の予定時間を超過したため、その報告を受けるに至らなかった。